

暫定議題案
第 17 回委員会年次会合に付属する拡大委員会

2010 年 10 月 11-14 日
台湾、台北

1. 開会

1.1. 第 17 回委員会会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認

1.2. 議題の採択

1.3. オープニング・ステートメント

オープニング・ステートメントは、会合の公式記録に含まれることになる。電子的コピーを事務局に提出されたい。

1.3.1. メンバー

1.3.2. 協力的非加盟国

2. 事務局からの報告

事務局長は、前年の事務局の活動に関する報告を発表する。概して参加者は、この報告書を読んだものと見なされ、この議題項目は主に報告書に関するコメント及び質問に当てられる。

3. 財政及び運営

事務局長は、修正された 2010 年予算及び 2011 年予算案について簡潔に概要を説明する。かかる予算の詳細な検討及び他の運営上の事項は、財政運営委員会に付託され、それらは同委員会によって勧告予算案とともに拡大委員会 (EC) に答申される。

3.1. 財政運営委員会からの報告

3.2. 財政問題の議論及び予算案の採択

4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー

各メンバー及び協力的非加盟国は、各々の前漁期における漁業活動を報告し、すべての SBT の死亡に関する情報を含む文書を会合前に提出する。CCSBT16 で合意されたとおり、メンバーは死亡数、及び総死亡数を推定するためのスケールリング方法も含め観察した ERS との相互作用の一覧表を、ERSWG8 報告書別紙 4 と同様の書式で国別報告書に加えるべきである。参加者は、これらの報告書を既に読んでいるものと見込まれることから、これらは会合では紹介されない。したがって、この議題項目は、報告書に対する質問、意見及びフォローアップの議論のために当てられる。直前に開催された遵守委員会会合で議論された課題については、必ずしも議論する必要はない。

4.1. 日本の卸売市場及びオーストラリアの SBT 蓄養事業のモニタリング
日本が追加したもの。日本は、日本の市場及びオーストラリアの SBT 蓄養に関する事項は、ESC で議論することが予定されているので、フォローアップすることが適切であると指摘した。

4.2. 遊漁

日本が追加したもの。日本は、CCSBT15 で遊漁による漁獲量の推定値が毎年拡大委員会に提出されるべきことに合意している点に留意し、当該課題に関する議題項目を追加することが適切であると考えている。

5. 遵守委員会からの報告

遵守委員会の議長は、2010年10月9-10日に開催された同委員会の第5回会合の報告書を紹介する。遵守委員会は、既存の措置の遵守、又は新規及び改訂された監視、管理及び取締り措置のような課題に関して、ECが検討すべき勧告又は決議案を策定するかもしれない。

6. 戦略・漁業管理作業部会からの報告

SFMWGの議長¹は4月に開催したSFMWG会合の報告書を紹介する。これには、CCSBT戦略計画に関するECへの勧告、及び管理手続きの開発に関連する拡大科学委員会(ESC)への助言が含まれる。またSFMWGは、拡大委員会がMPを採択する際に、例外的な状況に関する「メタルールプロセス」(SC10の別紙6)も採択するよう勧告した。

7. 2010年のまぐろ類RFMO合同ワークショップの報告

2010年は、まぐろ類合同ワークショップが4つ開催されている。これらは、次のとおり。
(1) 監視、管理及び取締り措置の改善、調和及び整合性に関する国際ワークショップ、
(2) 科学的助言の提供に関するベストプラクティスの共有のための専門家会合、
(3) 混獲ワークショップ、(4) RFMOによるまぐろ漁業の管理に関するワークショップ。事務局は、これらのワークショップの結果に関する簡潔な報告書を提供する。

8. CCSBT戦略計画の採択及び実施

8.1. 計画の採択

SFMWGは、戦略計画のゴールII(「SBTを漁獲するすべての国並びに地域経済統合機関(REIO)及び主体をSBTの管理に協力させる」)をECに付託し、そのレビュー及びこのゴールに関連する2つの戦略のスケジュールを検討させることとした。ECは、戦略計画の採択を検討する際、このゴールをレビューし関連するタイムフレームを策定すべきである。

8.2. 計画の実施

この議題項目は、戦略計画が採択されることを前提としている。戦略計画内のスケジュールによれば、この会合において多くの事項を議論する必要がある。このうちのいくつかは、この会合の議題、ESC及びCC会合の議題、又はKobe IIワークショップのような他の会合のどこかで取り扱われている。この他、この会合で取り扱うべき事項は、以下のとおりであり、括弧内に(同計画に従って)その優先度を示している。プレナリーでは、これらの事項を議論するのに十分な時間はないだろうから、会合は、これらの事項の検討の仕方について柔軟に対応する必要があるかもしれない。すなわち、優先度が高い事項のみを議論することや、2、3の小作業部会³を設け会合の合間に関連する勧告について議論し草稿する、という仕方があり得るだろう。事務局は、この議論を円滑に進めるため、できる限り多くの事項について、勧告案及び方針案を含む文書を用意する。

- 資源をそれ以上低下させない限界値を設定し、それが守られなかった場合の管理戦略を設ける(非常に高い)
- 委員会がすべての漁業に関する正確なデータが入手できるよう遵守委員会の任務を強化する(非常に高い)
- 過小漁獲及び低レベルの過剰漁獲への対応に関する枠組みを策定する(低い)
- 漁獲可能な量に対応する漁業の能力を評価し、他の船団の過剰漁獲能力によるSBTへの脅威を評価する(低い)
- (年次会合及び補助会合を含め)委員会プロセスを合理化するための方法を特定する(高い)

¹ 又は彼の代理

² 「CCSBTへの加入資格をREIOまで拡大するための方法を策定する」及び「CCSBTの協力的非加盟国又はメンバーとなることを希望するこれらのためのプロセスを規定する」。

³ 同時並行的に部会が開催されることで生じるメンバーの困難性を考慮する。

- 委員会に提出された科学的助言と異なる点も含め、委員会が決定した根拠を文書にて明示しなければならない規則を導入する（中程度）
- SCに対して、委員会への助言に基準（予防的、生態系）を組み込むよう要請する（中程度）
- 公平で、透明性が高く、及び差別のない罰則手続き（例えば、過剰漁獲分の返済、枠の削減）並びに遵守を促進するためのインセンティブの設定（高い）
- 途上国のメンバー及び協力的非加盟国とともに作業し、委員会が決定した義務を彼らが満たす上でいかなる分野に対する支援が彼らにとって有益であるか特定する。支援の提供方法について特定する（例えば、技術向上、派遣、ワークショップなど）（中程度）

9. 拡大科学委員会からの報告

拡大科学委員会（ESC）の議長は、9月のESC会合の報告書を紹介する。ESCは、2010年中に管理手続き（MP）の開発を最終化させることが課せられている。ESCの報告書には、ECがCCSBTにとって望ましいMPを採択する際に検討できるよう代替的なMP（訳注；複数）及びそれらの評価を含めるべきである。ESC報告書の紹介の後、質疑応答が行われる。

10. 管理手続きの採択

CCSBT16において採択された、みなみまぐろの総漁獲可能量及び将来の管理に関する決議は、CCSBTのMPは、ECが2010年の年次会合においてこれに合意できるよう2010年に最終化されるべきことを規定している。MPに合意する際には、再建のタイムフレーム、短期的なチェックポイント、最大TAC変更幅、再建確率及びTAC変更の実施に関するタイムラグ等を含む関連する事項についても合意することになる。これらのすべての事項に対する指示が、SFMWGからMPに関する技術的作業部会及びESCに提供されている。また、みなみまぐろの総漁獲可能量及び将来の管理に関する決議は、MPは2011年に導入され、2012年以降のTACの設定の基礎となるべきことを規定している。管理手続き及びその運用を統制する規則を採択することが、この会合の主たる優先事項の1つである。MPを議論する上で、勧告されている戦略計画が、予防原則の適用及び生態系管理の組み込みが確保されるようMPに関するパラメーターが設定されるべきことを規定していることに留意すべきである。

11. 総漁獲可能量及びその配分

10.1 TACの決定

2010年及び2011年のTACは、CCSBT16において合意されている。この2年間のTACに関しては、SBT資源の状況について例外的な課題が特定されない限り、更に議論する必要はないだろう。しかしながら、MPによるTACの算出とTACの実施までのタイムラグの合意次第では、この会合において2012年のTACを決定する必要があるかもしれない。

10.2 調査死亡量枠

この項目は、メンバーが2011年の国内の調査活動に関連した調査死亡量枠の承認を求める機会を提供する。

10.3 TACの配分

2010年及び2011年のTACの配分は、既に設定されている。CCSBT16において、ECは、2012年から利用する可能性のある枠の配分規則についての議論をこの会合から開始することに合意している。また、勧告されているCCSBT戦略計画も、条約第8条(4)に基づきメンバーへの配分に関する原則を設けること、及び新たなメンバーを含むすべてのメンバーのための長期的な配分に関する取決めに関するオプションを（条約文に基づき）策定し、TACの増加又は削減に適用すべきことを明記している。

12. 協力的非加盟国

協力的非加盟国のステータスを設定した決議は、拡大委員会に与えられた任務に対するパフォーマンスに基づき、そのステータスの継続に関する年次レビューを要求している。検討されるべき3つの協力的非加盟国：フィリピン、南アフリカ及びヨーロッパ連合。

13. 非加盟国との関係

この項目は、特定の国に関係のある課題を議論するためのものである。事務局からの報告書が議論を促進するために利用可能である。

14. 他の機関との活動

事務局長は、前年における他の機関との関係に関する報告書及び2011年に向けた提案を紹介する。これには、CCAMLRとの関係を正式なものにすることに関しての進展も含まれる。

14.1. CCAMLR との関係

14.2. その他

15. ガバナンス — 議長及びコミッショナーの役割

CCSBT15において、拡大委員会は、さらなる2年間の再任の機会とともに、2年間の議長と副議長の指名を検討することについて合意した。新たな指名は、2011年又は2012年から開始することになる。CCSBT16は、本件に関する決定をCCSBT17まで保留しておくことに合意した。SFMWGが勧告したCCSBT戦略計画も、2010年にこの課題を検討すべきことを規定し、議長の変更がなかったとしても開催地のローテーションは継続することに言及している。

16. データ及び文書の機密性

16.1. データの機密性に関する規則及び取決め

CCSBT16は、事務局長に対して、ESC及びCCの2010年の会合において検討するため、関連する他のRFMOの前例を活用しつつ、機密データの交換に関する規則及びその他必要な取決めを策定するよう課した。規則案は事務局によって策定・回章されており、ESC及びCCでの協議を反映した改訂版の規則案がECでの検討のために用意される。

16.2. 過去の文書の機密性

CCSBT16において1メンバーは、2010年にCCSBTはCCSBT16で機密文書とされた文書の機密性の課題について再度検討しこれらの文書の機密性を十分に議論するよう要請した。これらの文書は、現在も機密文書となっている市場及び蕃養レビューの情報を引用していることから機密文書となっている。

16.3. 2010年の報告書及び文書の機密性

この議題項目は、会合報告書及びCCSBT17に関連する会合のために作成された文書を非公開にすべきかどうかについて決定するためのものである。⁴

17. その他の事項

⁴ 拡大委員会が、報告書の公表を制限することに合意しない限り、CCSBT17に関連する会合の報告書は、CCSBT17後に公表される。同様に、そのような会合に提出された文書が既に制限されている情報を含んでいないか、又はかかる文書の著者（若しくは、著者がメンバーの代表である場合には、メンバー）が公表について制限することを要求しない限り、当該文書はCCSBT17後に公表される。

18. 閉会

18.1. CCSBT 第 18 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出

18.2. 2011 年の会合の日程及びタイミング

SFMWG 会合は、CCSBT17 で2011 年の SFMWG 会合の必要性を決定することに合意した。また SFMWG 会合は、事務局に対して、ESC の2011 年の会合を通常よりも1 か月早く（すなわち8 月上旬）開催できる可能性について調査するよう要請したが、早期開催は不可能であった。拡大委員会は、2011 年の ESC, 遵守委員会及び拡大委員会の会合日程を確認及び又は特定する必要がある。

18.3. 報告書の採択

18.4. 閉会